

幼稚園又は認定こども園（教育部分）の利用を希望する方へ 【支給認定通知書（1号認定）をお送りします】



支給認定通知書とは？

- 新制度に移行した幼稚園、保育所等(※)をお子さんが利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担するため、「支給認定」を受けていただく必要があります。
- 保護者からの申請を受けて、市は支給認定区分や保育料を決定し、「支給認定通知書」を交付します。支給認定区分は、下表のとおり1号～3号に分けられます。
- 保育を必要としない場合（教育希望）は、1号認定となります。

区分	内容	保育区分
1号認定	教育標準時間認定 【保育を必要としない満3歳以上の幼児】	教育希望
2号認定	保育認定 【保育を必要とする満3歳以上の幼児】	保育希望
3号認定	保育認定 【保育を必要とする満3歳未満の乳幼児】	保育希望

幼稚園又は認定こども園（教育希望）

保育所又は認定こども園（保育希望）

地域型保育事業

※保育所等とは、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいいます。



支給認定証・支給認定通知書について

- 小樽市では、原則支給認定通知書を交付するため、支給認定証は交付いたしません。支給認定証の交付を希望される場合は、こども育成課保育係までご連絡ください。
- 下記の変更が生じた場合は、速やかに支給認定の変更申請を行ってください。変更後の状況によって、保育料や支給認定の内容が変更になる場合があります。

- ※ 住所変更、婚姻や離婚、同居者の増減など、世帯状況に変更があったとき
- ※ 平成30年度の市町村民税額に変更があったとき
- ※ 生活保護が開始又は停止・廃止となったとき

裏面も御覧ください。

1号認定（教育標準時間認定）を受けた子どもの保育料について

「新制度へ移行した幼稚園」及び「認定こども園（教育部分）」を利用する子どもの保育料は、国が示している水準を上限として、市が定めます。

施設によっては、下記保育料のほかに給食費や通園バス代等の実費徴収がありますので、詳細は施設へ御確認くださいませよう願いたします。

● 1号認定（教育標準時間認定）を受けた子どもの保育料 ※月額

階層区分	小樽市	国の水準	軽減額
①生活保護世帯	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税 所得割非課税世帯含む)	(ひとり親世帯等：0円) 3,000円 0円	(ひとり親世帯等：0円) 3,000円 0円	0円 0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	(ひとり親世帯等：3,000円) 6,600円 3,300円	(ひとり親世帯等：3,000円) 10,100円 5,050円	△3,500円 △1,750円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	15,000円 7,500円	20,500円 10,250円	△5,500円 △2,750円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	20,200円 10,100円	25,700円 12,850円	△5,500円 △2,750円

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は下段の金額、3人目以降については0円となります。(ただし、市町村民税の所得割額が、77,100円以下の世帯は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が2人目の場合は下段の金額（ひとり親世帯等の場合は無料）、3人目以降の場合は無料となります。)

※父母の収入が一定の基準以下である場合は、同居する祖父母等（家計の主宰者）の市町村民税額を合算する場合があります。

※「ひとり親世帯等」とは母子世帯、父子世帯及び在宅障がい者（児）のいる世帯をいいます。

● 保育料の切替え時期について

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度 市町村民税額で算定 (平成28年分の収入等)					平成30年度 市町村民税額で算定 (平成29年分の収入等)						

平成30年9月に切替

- ・世帯の状況等に変更がない場合は、保育料は翌年の8月まで同じ金額となります。
- ・毎年9月に保育料を切り替えるため、6月～7月頃に各施設を通じて、現況届等を提出していただきます。
- ・保育料の金額は、毎年4月～8月及び9月～3月の2回に分けてお知らせします。



【問合せ先】小樽市福祉部子育て支援室
こども育成課保育係
TEL 32-4111 (内線)428、304